

●規程改正案の概要

要 旨	平成28年度法人の組織の新設等に伴い、「地方独立行政法人山梨県立病院機構組織規程」等の一部改正を行う。
内 容	<p>1 「地方独立行政法人山梨県立病院機構組織規程」の改正</p> <p>① 中央病院組織の新設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 病院職員の労働安全と健康確保を図るとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、労働安全対策局を新設する。 ○ 平成29年度から始まる新専門医制度への円滑な対応を図るとともに、高度で専門的な医療の提供に向け、医療の質の向上を図るため、教育研修センターに、臨床研修センター及び医療教育シミュレーションセンターを新設する。 ○ 高度で専門的な医療の提供にあたり、より効率的かつ機動的な診療管理を図るため、内科系診療統括部を内科系第一診療統括部及び第二診療統括部に、外科系診療統括部を外科系第一診療統括部、第二診療統括部及び第三診療統括部に細分化する。 ○ 肺がん、縦隔腫瘍、気胸などの幅広い呼吸器疾患に対し、内科系・外科系を組み合わせた集学的治療を行うことにより、高度で専門的な診療機能の充実を図るため、肺がん・呼吸器病センターを新設する。 ○ 胎児超音波スクリーニング検査などによる胎児のリスク判定や分娩までの継続的なサポートを行うなど、遺伝医学的な知識・経験に基づく遺伝カウンセリングの充実を図るため、遺伝子診療センターを新設する。 <p>② 北病院組織の新設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ より効率的かつ機動的な診療管理を図るため、新たに社会生活支援部、医療部及び看護部を新設するとともに、新設する各部を統括部に位置付ける。 <p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所要の改正を行う。 <p>2 「管理職員等の範囲を定める規程」の改正</p> <p>組織及び職の新設等に伴い、中央病院の労働安全対策局長、北病院の社会生活支援部長、医療部長及び看護部長を加える等の改正を行う。</p>
施行期日	平成28年4月1日から施行する。

新	旧
<p>(<u>リーダー等</u>)</p> <p>第11条 本部事務局長は、必要に応じ、課に主幹、副主幹、主査又は副主査のうちから選任したリーダーを、主任又は主事のうちから選任したチーフを置くことができる。</p> <p>2 リーダー及びチーフは上司の命を受け、担当事務を処理する。</p> <p>(<u>病院の組織</u>)</p> <p>第12条 中央病院に事務局、医療安全・感染対策局、労働安全対策局、医療局、がんセンター局、薬剤部及び看護局を置く。</p> <p>2 北病院に事務局、医療安全管理室、<u>社会生活支援部</u>、<u>医療部</u>及び<u>看護部</u>を置く。</p> <p>3 略</p> <p>(<u>局長</u>)</p> <p>第16条 中央病院に事務局長、医療安全・感染対策局長、労働安全対策局長、がんセンター局長及び看護局長を、北病院に事務局長を置く。</p> <p>2 事務局長、医療安全・感染対策局長、労働安全対策局長、がんセンター局長及び看護局長は、上司の命を受け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(<u>統括部長等</u>)</p> <p>第17条 中央病院の事務局に事務局次長を、医療安全・感染対策局に医療安全管理室統括部長及び感染対策統括部長を、労働安全対策局に労働安全対策局統括部長を、医療局に教育研修センター統括部長、総合診療・感染症センター統括部長、内科系第一診療統括部長、内科系第二診療統括部長、外科系第一診療統括部長、外科系第二診療統括部長、<u>外科系第三診療統括部長</u>、<u>中央診療統括部長</u>、<u>手術診療統括部長</u>、<u>放射線部統括部長</u>、<u>検査部統括部長</u>、<u>特定疾患センター統括部長</u>、<u>救命救急センター統括部長</u>、<u>周産期センター統括部長</u>、<u>地域連携センター統括部長</u>及び<u>臨床試験管理センター統括部長</u>を、がんセンター局に通院型がんセンター統括部長及び緩和ケアセンター統括部長を、薬剤部に薬剤部長を、看護局に看護部長を、北病院の医療安全管理室</p>	<p>(<u>リーダー</u>)</p> <p>第11条 本部事務局長は、必要に応じ、課に主幹、副主幹、主査又は副主査のうちから選任したリーダーを置くことができる。</p> <p>2 リーダーは上司の命を受け、担当事務を処理する。</p> <p>(<u>病院の組織</u>)</p> <p>第12条 中央病院に事務局、医療安全・感染対策局、<u>医療局</u>、<u>がんセンター局</u>、<u>薬剤部</u>及び<u>看護局</u>を置く。</p> <p>2 北病院に事務局、医療安全管理室、<u>精神科</u>、<u>検査科</u>、<u>薬剤科</u>、<u>栄養管理科</u>、<u>看護科</u>、<u>社会生活支援科</u>を置く。</p> <p>3 略</p> <p>(<u>局長</u>)</p> <p>第16条 中央病院に事務局長、医療安全・感染対策局長、<u>医療局長</u>、<u>がんセンター局長</u>及び<u>看護局長</u>を、北病院に事務局長を置く。</p> <p>2 事務局長、医療安全・感染対策局長、<u>医療局長</u>、<u>がんセンター局長</u>及び<u>看護局長</u>は、上司の命を受け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(<u>統括部長等</u>)</p> <p>第17条 中央病院の事務局に事務局次長を、医療安全・感染対策局に医療安全管理室統括部長及び感染対策統括部長を、<u>医療局に教育研修センター統括部長</u>、<u>総合診療・感染症センター統括部長</u>、<u>内科系診療統括部長</u>、<u>外科系診療統括部長</u>、<u>中央診療統括部長</u>、<u>手術診療部統括部長</u>、<u>放射線部統括部長</u>、<u>検査部統括部長</u>、<u>救命救急センター統括部長</u>、<u>地域連携センター統括部長</u>及び<u>臨床試験管理センター統括部長</u>を、がんセンター局に<u>がんセンター統括部長</u> 及び<u>緩和ケアセンター統括部長</u>を、<u>薬剤部に薬剤部長</u>を、<u>看護局に看護部長</u>を、<u>北病院の看護科に総看護</u></p>

に医療安全管理室長を、社会生活支援部に社会生活支援部長を、医療部に医療部長を、看護部に看護部長を置く。

2 事務局次長、医療安全管理室統括部長、感染対策室統括部長、労働安全対策局統括部長、教育研修センター統括部長、総合診療・感染症センター統括部長、内科系第一診療統括部長、内科系第二診療統括部長、外科系第一診療統括部長、外科系第二診療統括部長、放射線部統括部長、検査部統括部長、中央診療統括部長、手術診療統括部長、救命救急センター統括部長、放射线部統括部長、特定疾患センター統括部長、救命救急センター統括部長、周産期センター統括部長、地域連携センター統括部長、臨床試験管理センター統括部長、緩和ケアセンター統括部長、緩和ケアセンター統括部長、薬剤部長、看護部長、通院型がんセンター統括部長、緩和ケアセンター統括部長、薬剤部長、看護部長、医療安全管理室長、社会生活支援部長及び医療部長は、上司の命を受け、その所管事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

(センター長等)

第18条 中央病院の医療局に臨床研修センター長、医療教育シミュレーションセンター長、総合診療・感染症センター長、内科系第一診療統括部副部長、内科系第二診療統括部副部長、外科系第一診療統括部副部長、外科系第二診療統括部副部長、外科系第三診療統括部副部長、中央診療統括部副部長、手術診療統括部副部長、肺がん・呼吸器病センター長、遺伝子診療センター長、救命救急センター長、周産期センター長、放射线技師長、放射線管理幹、総検査技師長及び連携支援幹を、がんセンター局にゲノム解析センター長及びがん支援センター長を、薬剤部に薬剤管理幹を、看護局に副看護部長を、北病院の社会生活支援部に精神保健幹を、薬剤科に薬局長を、看護部に副看護部長を置く。

2 臨床研修センター長、医療教育シミュレーションセンター長、総合診療・感染症センター長、内科系第一診療統括部副部長、内科系第二診療統括部副部長、外科系第一診療統括部副部長、外科系第二診療統括部副部長、外科系第三診療統括部副部長、中央診療統括部副部長、手術診療統括部副部長、肺がん・呼吸器病センター長、遺伝子診療センター長、救命救急センター長、周産期センター長、ゲノム解析センター長、がん支援センター長、総放射線技師長、放射線管理幹、総検査技師長、連携支援幹、薬剤管理幹、副看護部長、精神保健幹及び薬局長は、上司の命を受け

師長

を置く。

2 事務局次長、医療安全管理室統括部長、感染対策室統括部長、教育研修センター統括部長、総合診療・感染症センター統括部長、内科系診療統括部長、外科系診療統括部長、中央診療統括部長

中央診療統括部長、手術診療部統括部長、放射線部統括部長、検査部統括部長、救命救急センター統括部長、周産期センター統括部長、地域連携センター統括部長、臨床試験管理センター統括部長、がんセンター統括部長、緩和ケアセンター統括部長、薬剤部長、看護部長及び総看護師長は、上司の命を受け、その所管事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

(センター長等)

第18条 中央病院の医療局に

総合診療・感染症センター長、

救命救急センター長、周産期センター長、放射线線技師長、放射線管理幹、総検査技師長及び連携支援幹を、薬剤部に薬剤管理幹を、看護局に副看護部長を、北病院の社会生活支援科に精神保健幹を、薬剤科に薬局長を、看護科に副総看護師長を置く。

2 センター長、

救命救急センター長、周産期センター長、総放射線技師長、放射線管理幹、総検査技師長、連携支援幹、薬剤管理幹、副看護部長、精神保健幹、薬局長及び副総看護師長は、上司の命を受け

新	旧
<p>け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(課長等)</p> <p>第19条 中央病院に総務課長、企画経理課長、医事課長を、北病院に 総務医事課長、地域生活支援室長及びリハビリテーション室長を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(部長等)</p> <p>第22条 院長は必要に応じ医療局及びがんセンター局に置く各部の診療科に、主任医長のうちから選任した部長又は医長のうちから選任した副部長を置くことができる。</p> <p>2 院長は、前項に規定する局の他、必要に応じ部長を置くことができる。</p> <p>3 部長及び副部長は、上司の命を受け、科の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(リーダー等)</p> <p>第23条 病院長は、必要に応じ、主幹、副主幹、主査、副主査又は技師長のうちから選任したリーダーを、主任、主事、主任技師又は技能員のうちから選任したチーフを置くことができる。</p> <p>2 リーダー及びチーフは上司の命を受け、担当事務を処理する。</p>	<p>け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(課長等)</p> <p>第19条 中央病院に総務課長、企画経理課長、医事課長を、北病院に、総務医事課長、医療安全管理室長を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(部長等)</p> <p>第22条 院長は必要に応じ医療局 に置く各部の診療科に、主任医長のうちから選任した部長又は医長のうちから選任した副部長を置くことができる。</p> <p>2 部長及び副部長は、上司の命を受け、科の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(リーダー)</p> <p>第23条 病院長は、必要に応じ、主幹、副主幹、主査、副主査又は技師長のうちから選任したリーダーを置くことができる。</p> <p>2 リーダー は上司の命を受け、担当事務を処理する。</p>

別表(第12条関係)

病院名	局	統括部	部	課	位置
北病院	事務局			総務医事課	箕川市
				医療安全管理室	
				地域生活支援部	
				医療部	
				看護部	

別表(第12条関係)

病院名	局	統括部	部	課	位置
北病院	事務局			総務医事課	箕川市
				医療安全管理室	
				地域生活支援部	
				医療部	
				看護部	

病院名	局	統括部	部	課	位置
北病院	事務局			総務医事課	箕川市
				医療安全管理室	
				地域生活支援部	
				医療部	
				看護部	

病院名	局	統括部	部	課	位置
北病院	事務局			総務医事課	箕川市
				医療安全管理室	
				地域生活支援部	
				医療部	
				看護部	

管理職員等の範囲を定める規程 別表（第2条関係） 新旧対照表（平成28年4月1日施行分）

新		旧	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
組織上の区分	職又は職員	組織上の区分	職又は職員
本部事務局	事務局次長 事務局次長 課長 組織、人事、服務、給与又は福利厚生に関する企画立案担当の職員 予算、決算又は訟務を担当する職員	本部事務局	事務局次長 事務局次長 課長 組織、人事、服務、給与又は福利厚生に関する企画立案担当の職員 予算、決算又は訟務を担当する職員
中央病院	院長 副院長 事務局長 医療安全・感染対策局長 労働安全対策局長 がんセンター局長 看護局長 事務局次長 施設管理部長 統括部長 センター長 統括部副部長 部長 総放射線技師長 放射線管理幹 総検査技師長 連携支援幹 薬剤管理幹 副看護部長	中央病院	院長 副院長 事務局長 医療安全・感染対策局長 医療局長 がんセンター局長 看護局長 事務局次長 施設管理幹 課長 統括部長 部長 総放射線技師長 放射線管理幹 総検査技師長 連携支援幹 薬剤管理幹 副看護部長
北病院	院長 副院長 事務局長 医療部長 社会生活支援部長 看護部長 精神保健幹 課長 薬局長 副看護部長	北病院	院長 副院長 事務局次長 課長 薬局長 総看護師長 副総看護師長 精神保健幹